

第6章 計画の実現化方策

1. 計画の推進体制

1-1 計画の推進・管理体制

本計画の推進に当たっては、県や市町村、交通事業者、利用者代表、学識経験者等で構成される「秋田県地域公共交通活性化協議会」が実施施策の進捗管理や、基本目標の達成状況の確認（数値目標に対するモニタリング）等を行います。

また、進捗状況等の確認だけではなく、その検証・分析を行ったうえで、必要があれば施策の追加・拡充や、施策内容の改善等を行うなどし、地域公共交通を取り巻く環境のめまぐるしい変化に柔軟に対応できる計画の管理・運用を行うものとします。

1-2 推進主体と基本的な役割

計画の推進に当たっては、秋田県地域公共交通活性化協議会が中心となって、市町村、交通事業者、国、関係団体等、さらには利用者たる県民と連携・協働して、以下に示すそれぞれの役割を担うものとします。

表 推進主体と基本的な役割

推進主体	基本的な役割
秋田県地域公共交通活性化協議会	<ul style="list-style-type: none">○計画全体を進行する役割を担い、主体的に計画の進捗管理及び推進を図るとともに、地域公共交通の維持・確保、さらにはその活性化に向けた検討を行う。○他の分野とも連携を図るために構成員同士や、その他の関係者との“橋渡し”となる役割を担い、県全体での取組の推進を図る。
県	<ul style="list-style-type: none">○秋田県地域公共交通活性化協議会の事務局として、同協議会が上記役割を果たせるよう必要な取組を推進する。○本計画で掲げる施策（県分）について、関係者と連携しながら着実に推進する。
市町村	<ul style="list-style-type: none">○本計画で掲げる施策（市町村分）について、関係者と連携しながら着実に推進する。○各市町村において地域公共交通計画を策定し、県計画との整合を図りつつ、地域内を運行する地域公共交通に対する取組を推進する。
交通事業者	<ul style="list-style-type: none">○本計画で掲げる施策（交通事業者分）について、関係者と連携しながら着実に推進する。○各種運行に関する情報やデータ等を県や市町村とも共有し、地域公共交通施策の発展に貢献する。
国	<ul style="list-style-type: none">○国全体の視点から、本県における取組に対する助言等を行うとともに、他の都道府県・他都市の取組などの新たな知見等の提供などを行う。
利用者	<ul style="list-style-type: none">○地域公共交通を“乗って守る”という考えを共有し、積極的に活用するように努める。

2. 計画の推進方法

本計画は秋田県地域公共交通活性化協議会による管理のもと、本計画への位置付け (P) に基づき、事業の実施 (D) を進めるとともに、指標・数値目標等に対して毎年度モニタリング・検証 (C) を行い、必要に応じて個別事業の改善等に係る検討 (A) 及び改善案の検討 (P) を行うなど、PDCA サイクルにより推進します。

計画の検証および地域公共交通確保維持改善事業に関する協議等を行うため、年度ごとに秋田県地域公共交通活性化協議会を開催し、計画に位置付ける事業等の実施状況及び実施結果の検証等を行います。

計画最終年度である 2026 年度には計画全体の評価等を行いつつ、計画の見直し、及び次期計画の策定に向けた検討を進めます。

表 計画の推進方法

項目	本計画の計画期間					次期計画
	2022	2023	2024	2025	2026	2027
事業実施(D)	→					→
モニタリング・評価(C)	→	→	→	→	→	→
個別事業の検討・見直し(A・P)		→	→	→	→	
計画全体の見直し(P)					→	改定

表 各年度の実施事項

実施事項		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
協議会の開催				●				●			●			
庁内調整				●				●	●					
地域間幹線系統補助関連				●			○			●				
公共交通計画のPDCA	計画・事業に関連した評価	D	→						C	→		A	→	
	補助事業等に関連した評価	P	→						P	→				
	事業の実施			→										
地域公共交通確保維持改善計画の作成		P	→					C	→					
計画のモニタリング・検証														
次年度の事業計画の検討														
補助金交付申請(前年度分)														
次年度事業の見直し・検討														
次年度の事業実施に向けた最終調整														

付録

秋田県地域公共交通活性化協議会設置要綱

(目的)

第1条 秋田県地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、秋田県地域公共交通計画(以下「計画」という。)の作成、実施及び評価等、並びに県内の地域公共交通の維持・確保に関する協議を行うために設置する。

(事務局)

第2条 協議会の業務を行うため、協議会に事務局を置く。
2 事務局は、秋田県観光文化スポーツ部交通政策課に置く。
3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。
(1) 計画の策定及び変更に係る協議に関すること
(2) 計画の実施に係る協議に関すること
(3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること
(4) 具体的なバス路線等に係る生活交通の確保に関する計画の策定についての調整及び決定
(5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

(構成及び任期)

第4条 協議会は、別記の委員を持って構成する。
2 委員の任期は2年とする。ただし、欠員を生じた場合、補充の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。
2 会長は秋田県観光文化スポーツ部長を、副会長は東北運輸局秋田運輸支局長をもってあてる。
3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。
2 会議は、委員の過半数が出席するか書面等により協議に参加できなければ開くことができない。
3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
4 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議の一部又は全部を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、その限りにおいて非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 会議の透明性を確保するため、会長は、会議が開催された後速やかに県公式ウェブサイト等で当該協議会で審議された議案及び議事録概要(以下「議事録等」という)を公開するものとする。
- 8 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(地域部会)

第7条 協議会には、第3条の各号に掲げる事項に関して、地域の実情に応じた協議等を行うため、地域ごとに地域部会を設置する。

- 1) 県北地域部会 鹿角、北秋田及び山本地域振興局管内
 - 2) 中央地域部会 秋田地域振興局管内
 - 3) 県南・由利地域部会 由利、仙北、平鹿及び雄勝地域振興局管内
- 2 地域部会に関する組織、運営その他の事項は、会長が別に定める。

(地域公共交通デジタル部会)

第8条 協議会には、本県の地域公共交通のデジタル化を推進するため、地域公共交通デジタル部会(以下「デジタル部会」という。)を設置する。

- 2 デジタル部会に関する組織、運営その他の事項は、会長が別に定める。

(監査)

第9条 協議会に監査委員を1名置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月27日から施行する。

[別記]・・・秋田県地域公共交通活性化協議会構成員(第4条関係)

- 1 秋田県観光文化スポーツ部長
- 2 東北運輸局秋田運輸支局長
- 3 市町村交通担当部局長(各地域部会から1市町村ずつ選出)
- 4 秋田県警察本部交通部交通企画課長
- 5 秋田県建設部都市計画課長
- 6 (公社)秋田県バス協会会長
- 7 (一社)秋田県ハイヤー協会会長
- 8 (一社)秋田県レンタカー協会会長
- 9 秋北バス株式会社取締役社長
- 10 秋田中央交通株式会社代表取締役社長
- 11 秋田中央トランスポート株式会社代表取締役社長
- 12 羽後交通株式会社取締役社長
- 13 東日本旅客鉄道(株)秋田支社総務部長
- 14 秋田内陸縦貫鉄道(株)代表取締役社長
- 15 由利高原鉄道(株)代表取締役社長
- 16 秋田県交通運輸産業労働組合協議会議長
- 17 (一社)秋田県観光連盟会長
- 18 (公財)秋田県老人クラブ連合会会長
- 19 秋田県高等学校PTA連合会会長
- 20 秋田県地域婦人団体連絡協議会会長
- 21 (社福)秋田県身体障害者福祉協会会長
- 22 学識経験者(若干名)

秋田県地域公共交通活性化協議会 委員名簿(令和3年度)

	職 名	氏 名
1	秋田県観光文化スポーツ部長	嘉藤 正和
2	国土交通省東北運輸局秋田運輸支局長	玉田 紀之
3	大館市建設部都市計画課長	本多 利明
4	秋田市都市整備部交通政策課長	栗林 律人
5	横手市総務企画部経営企画課長	森田 博範
6	秋田県警察本部交通部交通企画課長	佐々木 薫
7	秋田県建設部都市計画課長	伊勢 弘
8	公益社団法人秋田県バス協会会長	齋藤 善一
9	一般社団法人秋田県ハイヤー協会会長	佐々木 宏行
10	一般社団法人秋田県レンタカー協会会長	小野寺 正臣
11	秋北バス株式会社取締役社長	小畑 保彦
12	秋田中央交通株式会社代表取締役社長	渡邊 綱平
13	羽後交通株式会社取締役社長	齋藤 善一
14	秋田中央トランスポート株式会社代表取締役社長	渡邊 綱一郎
15	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社総務部長	酒井 宏彰
16	秋田内陸縦貫鉄道株式会社代表取締役社長	吉田 裕幸
17	由利高原鉄道株式会社代表取締役社長	萱場 道夫
18	秋田県交通運輸産業労働組合協議会議長	澤田 宏
19	一般社団法人秋田県観光連盟会長	齋藤 善一
20	公益財団法人秋田県老人クラブ連合会会長	児玉 長榮
21	秋田県高等学校PTA連合会会長	湊屋 啓二
22	秋田県地域婦人団体連絡協議会会長	小玉 喜久子
23	社会福祉法人秋田県身体障害者福祉協会会長	伊藤 英紀
24	秋田大学大学院理工学研究科准教授	日野 智

秋田県地域公共交通活性化協議会県北地域部会 委員名簿(令和3年度)

	職 名	氏 名
1	秋田県観光文化スポーツ部交通政策課長	小松 勝統
2	国土交通省東北運輸局秋田運輸支局首席運輸企画専門官	吉川 博幸
3	鹿角市市民部生活環境課長	奈良 洋一
4	小坂町総務課長	窪田 圭一
5	大館市建設部都市計画課長	本多 利明
6	北秋田市総務部総合政策課主幹	高田 徹
7	上小阿仁村総務課長	田村 秀幸
8	能代市環境産業部商工労働課参事	与斉 勝也
9	藤里町総務課長	淡路 博之
10	三種町企画政策課長	工藤 一嗣
11	八峰町企画財政課長	高杉 泰治
12	秋田県鹿角地域振興局建設部次長	太田 秀幸
13	秋田県北秋田地域振興局建設部次長	鳴海 勝哉
14	秋田県山本地域振興局建設部次長	備前 亨
15	国土交通省能代河川国道事務所長	高橋 秀典
16	秋北バス株式会社取締役事業管理部長	棚谷 貞一
17	一般社団法人秋田県ハイヤー協会鹿角支部長	大里 吉一
18	一般社団法人秋田県ハイヤー協会大館支部長	高橋 紀博
19	一般社団法人秋田県ハイヤー協会北秋支部長	岩谷 忠男
20	一般社団法人秋田県ハイヤー協会能代山本支部長	中嶋 吉博
21	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社総務部長	酒井 宏彰
22	秋田内陸縦貫鉄道株式会社代表取締役社長	吉田 裕幸
23	特定非営利活動法人上小阿仁村移送サービス協会代表	萩野 芳紀
24	鹿角市利用者代表	兔澤 正文
25	小坂町利用者代表	銭盛 進
26	大館市利用者代表	小田 壽子
27	北秋田市利用者代表	石川 仁司
28	能代市利用者代表	渡邊 耕佑
29	藤里町利用者代表	齋藤 アツ子
30	三種町利用者代表	三浦 秀隆
31	秋田大学大学院理工学研究科准教授	日野 智

秋田県地域公共交通活性化協議会中央地域部会 委員名簿(令和3年度)

	職 名	氏 名
1	秋田県観光文化スポーツ部交通政策課長	小松 勝統
2	国土交通省東北運輸局秋田運輸支局首席運輸企画専門官	吉川 博幸
3	秋田市都市整備部交通政策課長	栗林 律人
4	男鹿市総務企画部企画政策課長	杉本 一也
5	潟上市総務部企画政策課長	安田 秀樹
6	五城目町まちづくり課長	柏 和順
7	八郎潟町総務課長	村井 健一
8	井川町総務課長	鈴木 嘉
9	大潟村総務企画課長	薄井 伯征
10	秋田県秋田地域振興局建設部次長	今野 一夫
11	国土交通省秋田河川国道事務所長	木越 養一
12	秋田中央交通株式会社代表取締役社長	渡邊 綱平
13	秋田中央トランスポート株式会社代表取締役社長	渡邊 綱一郎
14	一般社団法人秋田県ハイヤー協会男鹿南秋支部長	北嶋 透志雄
15	一般社団法人秋田県ハイヤー協会秋田支部長	工藤 康憲
16	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社総務部長	酒井 宏彰
17	秋田市利用者代表	高橋 敦子
18	潟上市利用者代表	小玉 喜久子
19	五城目町利用者代表	工藤 佳
20	八郎潟町利用者代表	佐藤 操
21	井川町利用者代表	伊藤 節子
22	大潟村利用者代表	藤井 真
23	秋田大学大学院理工学研究科准教授	日野 智

秋田県地域公共交通活性化協議会県南・由利地域部会 委員名簿(令和3年度)

	職 名	氏 名
1	秋田県観光文化スポーツ部交通政策課長	小松 勝統
2	国土交通省東北運輸局秋田運輸支局首席運輸企画専門官	吉川 博幸
3	由利本荘市企画財政部地域振興課長	佐藤 弘幸
4	にかほ市企画調整部長	佐藤 喜仁
5	大仙市企画部地域活動応援課長	山信田 恭弘
6	仙北市総務部企画政策課長	齋藤 洋
7	美郷町企画財政課長	高橋 穰
8	横手市総務企画部経営企画課長	森田 博範
9	湯沢市総務部企画課長	阿部 誠
10	羽後町町民生活課長	坂田 聡
11	東成瀬村企画課長	備前 博和
12	秋田県由利地域振興局建設部次長	鎌田 利彦
13	秋田県仙北地域振興局建設部次長	阿部 透
14	秋田県平鹿地域振興局建設部次長	太田 哲
15	秋田県雄勝地域振興局建設部次長	内藤 秀之
16	国土交通省湯沢河川国道事務所長	目黒 嗣樹
17	羽後交通株式会社取締役社長	齋藤 善一
18	一般社団法人秋田県ハイヤー協会本荘由利支部長	小石 和弥
19	一般社団法人秋田県ハイヤー協会大曲仙北支部長	青山 忠雄
20	一般社団法人秋田県ハイヤー協会横手湯沢雄平支部長	佐藤 昭逸
21	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社総務部長	酒井 宏彰
22	由利高原鉄道株式会社代表取締役社長	萱場 道夫
23	由利本荘市利用者代表	鷹島 恵一
24	にかほ市利用者代表	佐々木 正行
25	大仙市利用者代表	齊藤 劦
26	美郷町利用者代表	坂本 勇
27	横手市利用者代表	菊地 利徳
28	湯沢市利用者代表	宮原 千鶴子
29	秋田大学大学院理工学研究科准教授	日野 智

秋田県地域公共交通計画

2022-2026

策定:2022年(令和4年)3月

発行:秋田県地域公共交通活性化協議会

編集:秋田県 観光文化スポーツ部 交通政策課

(秋田県地域公共交通活性化協議会 事務局)

〒010-8572

秋田県秋田市山王三丁目1-1

電話:018-860-1283